

## 国民年金保険料の免除制度

問 保険年金課 ☎(55)71119

申請免除制度には、「全額」、「4分の3」、「半額」、「4分の1」の4段階の免除があります。  
失業や収入の減少などにより、国民年金の保険料を納めることが困難なとき、本人の申し出により保険料の納付が免除になります。

### ▼免除要件／

・本人と配偶者、世帯主の前年所得がそれぞれ基準額以下のとき(所得の目安は表のとおり)

免除区分	納める保険料額	老齢基礎年金への計算	所得の目安
全額	0円	免除期間は2分の1で計算	(扶養親族等の数+1)×35万円+22万円
4分の3 (4分の1納付)	4,100円	免除期間は8分の5で計算	78万円
半額 (半額納付)	8,210円	免除期間は8分の6で計算	118万円
4分の1 (4分の3納付)	12,310円	免除期間は8分の7で計算	158万円

+扶養親族等  
控除額  
+社会保険料  
控除額等

※本人・配偶者・世帯主それぞれの前年所得が、上の計算式の金額以下であれば免除を受けることができます。  
※減額された保険料を納めていない期間は未納扱いとなり、受給要件にも老齢基礎年金額の計算にも算入されませんのでご注意ください。

・生活保護法による生活扶助以外の扶助(教育、住宅、医療など)を受けているとき

るとき

・地方税法で定める障害者または寡婦で、前年の所得が125万円以下のとき  
・失業により保険料を納めることが困難なとき(雇用保険の「雇用保険受給資格者証」または「離職票」のコピーなどの添付が必要)

### ▼納付猶予制度／

・50歳未満の方が対象(学生は対象になりません。学生納付特例制度をご利用ください。)

・所得の基準は「全額免除」と同じですが、本人(結婚している場合は配偶者も含む)の所得のみで審査されますので、世帯主の所得は審査対象にはなりません。

・猶予された期間は、老齢基礎年金の年金額には反映されません。

※「全額免除」および「納付猶予制度」が承認された方は、申請時に翌年度以降も引き続き審査を希望されると、毎年度の申請手続きが不要(失業などを理由とした申請は継続申請対象外)

▼承認期間／7月～令和2年6月(過去2年1か月前までの期間も、さかのぼって申請可)

### ▼申請に必要なもの／

・年金手帳  
・印鑑(朱肉使用の認印)  
・雇用保険の「離職票」または「雇用保険受給資格者証」のコピーなど(失業を理由に申請する場合のみ必要)

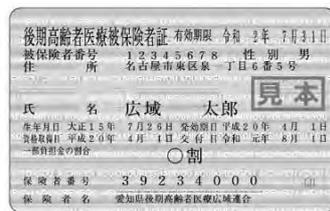
新しい後期高齢者医療被保険者証は7月下旬に郵送します

問 保険年金課 ☎(55)71119

【新しい保険証(青色)】  
7月下旬に郵送します。

簡易書留郵便でお送りしますので、受け取りの際には受領印が必要です。  
8月以降に病院などにかかる際にご提示ください。

※不在の場合は郵便局が「不在通知」を置いていきますので、「不在通知」の指示に従い受け取ってください。



### 【今までの保険証(若草色)】

8月以降に個人情報報が読み取れないようにハサミなどで裁断して使用できないよう破棄してください(返送不要)  
なお、保険証が届かない場合など不明な点があればお問い合わせください。  
※入院や施設入所などにより送付先の変更を希望される方は、保険年金課または各支所の窓口で送付先変更の手続きを行ってください。

※別に通知する方は、通知の指示により更新してください。更新をされないと8月から使用できなくなります。  
※裏面が、臓器提供意思表示カードになっています。個人情報保護シールが必要な方は、保険年金課または各支所の窓口でお受け取りください。

都市計画マスタープラン  
市民アンケート

問 都市計画課 ☎(55)7126

市民意識とまちづくり行政との整合を図るため、市民の皆様の「これからの愛西市」への希望、意向などを把握することを目的として、アンケートを行います。左記対象の方へ郵送でアンケートを送付しますので、同封の返信用封筒でご回答ください。

### ▼対象／18歳以上の市民の皆様から無作為に3千人を抽出

光化学スモッグによる健康被害にご注意を  
問 環境課 ☎(55)7114

光化学スモッグは気温が高い、日差しが強い、風が弱い日に発生しやすく特に7月から8月にかけては注意が必要です。予報や注意報、警報が発令されたら屋外での運動を避け、体調の悪い人は室内で休むようにしましょう。症状が改善しない場合は、医師の診察を受けてください。

青少年の非行・被害防止に取り組み  
県民運動(夏期)

7月1日(月)～8月31日(土)  
スローガン  
「非行の芽  
はやめにつもう みな我が子」



お知らせ

暮らしに便利

ハイ・11番です

健康ガイド

スポーツ

イベント

子育て1・2・3

まちかどtopics